地震後の建物入場判断チェック表（案）（中小企業・自社ビル向け）

点検日時：　　月　　日　　時　　分　／　点検者（必ず2名以上）：

使い方：ヘルメット・懐中電灯を携行し、上から順に確認する。**1つでも「はい」があれば点検を中止し、全員の入場を見合わせる。**余震を感じたら直ちに屋外へ退避し、強い余震の後は必ず最初から再点検する。

第1段階　建物に近づく前（外観・周辺の確認）		はい	いいえ
1	建物の全体または一部が崩壊・崩落している、または明らかに傾いている	☐	☐
2	外壁・窓ガラス・看板・屋上パラペット等が落下している、または落下しそうな状態にある	☐	☐
3	基礎や地盤に大きな亀裂・沈下がある、または隣接する崖・擁壁・隣の建物の損壊が自社建物に及んでいる	☐	☐
4	垂れ下がった電線・傾いた電柱など、建物への接近自体を危険にする状況が周囲にある	☐	☐

第2段階　入口付近（火災・ガスの確認）		はい	いいえ
5	火災が発生している、または煙・焦げた臭いがする	☐	☐
6	ガスの臭いがする、またはシューという噴出音・地面から土埃が舞い上がる等のガス漏れの兆候がある	☐	☐
7	ガスメーター（マイコンメーター）が遮断表示になっている、ガス警報器が作動している、または作動状況を確認できない	☐	☐

⚠ No.5〜7のいずれかが「はい」の場合：建物に入らない。照明スイッチ・エレベーター・携帯電話の操作など火花の出る行為を避け、屋外の安全な場所から消防（119）またはガス事業者へ通報する。建物内に取り残された人がいる場合も、通報は必ず建物の外から行う。

第3段階　建物内（最小限の人数で実施）		はい	いいえ
8	廊下・階段・出入口などの避難経路が塞がれている、または扉や窓の開閉に強い引っかかりがある（建物が歪んでいるサイン）	☐	☐
9	天井材・照明器具・空調機器・背の高い棚などが落下・転倒している、または頭上や通路に落ちてきそうなものがある	☐	☐
10	柱・梁・壁に大きなひび割れがある（特に柱の斜め・X状のひび、コンクリートの剥落や鉄筋の露出）	☐	☐

判定	
すべて「いいえ」	**条件付きで入場可。**一度に全員を戻さず、必要最小限の人数・時間から段階的に再開する。強い余震の後は本表で再点検する。
No.1〜4 に「はい」	**入場不可。**建物に近づかず立入禁止を表示し、自治体の応急危険度判定または建築士等の専門家の確認を待つ。
No.5〜7 に「はい」	**入場不可・即時通報。**上記⚠の行動をとり、消防・ガス事業者の安全確認が済むまで全員の入場を禁止する。
No.8〜10 に「はい」	**入場不可（該当区画の使用禁止）。**全員退出のうえ、専門家の点検を受けるまで再入場しない。部分的な損傷でも自己判断で使用を継続しない。

【免責事項】本表は、地震発生後の建物への入場判断に関する考え方の一例を示したものであり、個々の建物の安全性を保証するものではありません。実際の判断は各施設の状況に応じて自らの責任で行ってください。本表の使用または使用不能により生じたいかなる損害についても、作成者は一切の責任を負いません。

※ 本表は発災直後の応急的な判断を助ける簡易版であり、建築士等による調査や自治体の被災建築物応急危険度判定に代わるものではありません。判断に迷う場合は、必ず「入場しない」側を選んでください。
※ ガスは着臭されていない場合があり、臭いだけでは検知できないことがあります。平時からガス警報器・緊急遮断装置を適切な位置（LPガスは床面近く、都市ガスは天井近く）に設置し、保守しておくことが本表の前提です。点検の担当者・代行者・記録の保管場所はBCP・消防計画に定め、年1回以上、本表を使った訓練を実施してください。
参考資料：国土交通省「業務継続のための官庁施設の機能確保に関する指針」発災時チェックシート／FEMA P-2055 "Post-disaster Building Safety Evaluation Guidance"（2019）／ATC-20（米カリフォルニア州の災害後建物安全評価で使用）／内閣府「大規模地震発生直後における施設管理者等による建物の緊急点検に係る指針」（2015）

最終判断責任者 （氏名を直筆で記入・押印）	氏名：	**不在時の代理人** （氏名を直筆で記入・押印）	氏名：
連絡先	ＴＥＬ：	**連絡先**	ＴＥＬ：